



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目 1 番地
毎週火、金曜日発行

目 次 (*については県例規集掲載事項)	(取扱課室名)	ページ
○ 規則		
*63 和歌山県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則	(建築住宅課)	1
○ 告示		
1242 生活保護法による指定医療機関の廃止	(福祉保健総務課)	3
1243 生活保護法による指定介護機関の廃止	(")	3
1244 生活保護法による指定施術機関の廃止	(")	3
1245 生活保護法による医療機関の指定	(")	4
1246 "	(")	4
1247 生活保護法による介護機関の指定	(")	4
1248 指定一般相談支援事業者の指定	(障害福祉課)	4
1249 和歌山県薬物の濫用防止に関する条例による知事指定薬物の指定	(薬務課)	5
1250 宅地建物取引業法による聴聞	(公共建築課)	5
1251 "	(")	6
1252 学校給食用和歌山県産冷凍サバの調達に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等	(教育委員会)	6
○ 公告		
入札公告	(教育委員会)	8

規 則

和歌山県規則第63号

和歌山県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成25年10月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山県福祉のまちづくり条例施行規則（平成9年和歌山県規則第15号）の一部を次のように改正する。
別表第2の第1の表5の項（6）を次のように改める。

(6) 便所を設ける場合においては、次に定める基準に適合するオストメイト（人工肛門又は人工ぼうこうを保有している者をいう。以下同じ。）のための設備を備えた便所を1以上（男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上）設けること。ただし、その施設（公衆便所を除く。）の用途面積が200平方メートル未満である場合は、アに規定する便房を簡易型の洗浄装置を備えた便房とすることができる。

ア フラッシュバルブ式汚物流し、給湯設備、荷物を置くための棚その他の設備、水石けん入れ、紙巻器、汚物入れ及び衣服を掛けるための金具が適切に設置されている便房が設けられていること。

イ オストメイトのための設備を備えた便房を設置した旨を便所の出入口付近に見やすい方法で表示すること。

別表第2の第2の表5の項（6）を次のように改める。

(6) 便所を設ける場合においては、次に定める基準に適合するオストメイトのための設備を備えた便所

を1以上(男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上)設けること。

ア フラッシュバルブ式汚物流し、給湯設備、荷物を置くための棚その他の設備、水石けん入れ、紙巻器、汚物入れ及び衣服を掛けるための金具が適切に設置されている便房が設けられていること。

イ オストメイトのための設備を備えた便房を設置した旨を便所の出入口付近に見やすい方法で表示すること。

別表第2の第4の表4の項中「第1の表の5の項(1)から(5)まで」の次に「及び第2の表の5の項(6)」を加える。

別記第2号様式中「殿」を「様」に改める。

別記第3号様式施設整備項目表(建築物)の第4面中

(7) 病院等、図書館・博物館等、官公庁舎、百貨店等、飲食店等、展示場等、劇場・映画館等及び遊技場等で用途面積が2,000㎡以上のもの並びに集会場等及び体育館等のうち観覧席又は客席部を有するもので用途面積が2,000㎡以上のものに便所を設ける場合又は50㎡以上の公衆用便所を新築等する場合のみ以下ア及びイに記入 ア フラッシュバルブ式汚物流し、給湯設備、荷物棚、水石けん入れ、紙巻器、汚物入れ及び衣服を掛けるための金具 イ オストメイトのための設備の表示	有	無	を
	有	無	
	有	無	

(7) オストメイト対応設備 ア フラッシュバルブ式汚物流し、給湯設備、荷物棚、水石けん入れ、紙巻器、汚物入れ及び衣服を掛けるための金具を設置した便房(無の場合は、イに記入) イ (用途面積が200㎡未満で)簡易型の洗浄装置を設置した便房 ウ オストメイトのための設備の表示	有	無	に
	有	無	
	有	無	

改め、同様式施設整備項目表(建築物以外の公共交通機関の施設)の第4面中

(11) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第2条第6項に規定する特定旅客施設に該当する公共交通機関のみ以下ア及びイに記入 ア フラッシュバルブ式汚物流し、給湯設備、荷物棚、水石けん入れ、紙巻器、汚物入れ及び衣服を掛けるための金具の設置 イ オストメイトのための設備の表示	有	無	を
	有	無	
	有	無	

(11) オストメイト対応設備 ア フラッシュバルブ式汚物流し、給湯設備、荷物棚、水石けん入れ、紙巻器、汚物入れ及び衣服を掛けるための金具を設置した便房 イ オストメイトのための設備の表示	有	無	に
	有	無	
	有	無	

改め、同様式施設整備項目表(公園)の第2面中

(6) 便所に以下の設備(男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上)を設置 ア 乳幼児用椅子及び乳幼児ベッド イ 乳幼児用椅子及び乳幼児ベッドを設けている旨の表示	有	無	を
	有	無	
	有	無	

(6) 便所に以下の設備(男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上)を設置			
--	--	--	--

ア 乳幼児用椅子及び乳幼児ベッド	有	無	に
イ 乳幼児用椅子及び乳幼児ベッドを設けている旨の表示	有	無	
(7) オストメイト対応設備			
ア フラッシュバルブ式汚物流し、給湯設備、荷物棚、水石けん入れ、紙巻器、汚物入れ及び衣服を掛けるための金具を設置した便房	有	無	
イ オストメイトのための設備の表示	有	無	

改める。

別記第5号様式、別記第7号様式、別記第8号様式及び別記第9号様式中「殿」を「様」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成26年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前に設計を完了した公共的施設であつて、平成26年3月31日までに第12条に規定する届出が行われるものに対する改正後の第5条の規定の適用については、なお従前の例による。

告 示

和歌山県告示第1242号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関から廃止の届出があつたので、次のとおり告示する。

平成25年10月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
西歯 47-19	むらかみ歯科	西牟婁郡白浜町中宇嶋ノ倉1700-118	平成 25. 6. 30

和歌山県告示第1243号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した介護機関から廃止の届出があつたので、次のとおり告示する。

平成25年10月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

届出者の名称	主たる事務所の 所 在 地	指定事業所の 名 称	指定事業所の 所 在 地	サービスの種類	廃 止 年 月 日
有限会社レッツ	橋本市隅田町下兵庫 957-27	訪問介護ステーション 杉の子	橋本市隅田町河瀬41 9 P&FタキナB102	訪問介護・介護予 防訪問介護	平成 23. 1. 17

和歌山県告示第1244号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した施術機関から廃止の届出があつたので、次のとおり告示する。

平成25年10月8日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指 定 番 号	氏 名	名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
橋柔 14-18	深本晃司	ふかもと鍼灸・整骨院	橋本市東家1-1-4 秋山ビル1F	平成 25.6.30

和歌山県告示第1245号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成25年10月8日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
西歯 50-25	むらかみ歯科	西牟婁郡白浜町中1700-118	平成 25.7.1

和歌山県告示第1246号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成25年10月8日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
橋歯 45-25	とよざわ歯科クリニック	橋本市橋本2丁目1-9	平成 25.9.10

和歌山県告示第1247号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により介護機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成25年10月8日

和歌山県知事 仁坂吉伸

申請者の名称	主たる事務所の 所 在 地	指定事業所の 名 称	指定事業所の 所 在 地	サービスの種類	指 定 年 月 日
株式会社NEXTINNOVA TION	海南市岡田223-12	ケアセンター風花	海南市岡田223-12	通所介護・介護予 防通所介護・居宅 介護支援事業	平成 25.9.18

和歌山県告示第1248号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の14第1項の指定一般相談支援事業者を次のとおり指定したので公示する。

平成25年10月8日

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	一般相談支援の種類	主たる対象とする障害別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日
3032300 455	指定一般相談支援事業所ぷらす	新宮市新宮3415-1	地域移行支援 ・地域定着支援	特定無し	社会福祉法人 熊野緑会	新宮市木ノ川703	平成 25.10.1
3032300 463	東牟婁圏域障害児者相談支援事業所とも(新宮事務所)	新宮市野田1-8 (生活介護事業所えん内)	地域移行支援 ・地域定着支援	特定無し	社会福祉法人 和歌山県福祉事業団	西牟婁郡上富田町岩田2456-1	平成 25.10.1

和歌山県告示第1249号

和歌山県薬物の濫用防止に関する条例(平成24年和歌山県条例第83号)第17条第1項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定する。

平成25年10月8日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 知事指定薬物

- (1) 化学名 1-フェニル-2- (ピペリジン-1-イル) ブタン-1-オン(通称名 α -PBPピペリジンアナログ)及びその塩類
- (2) 化学名 1- (4-メチルフェニル) -2- (ピロリジン-1-イル) ヘキサン-1-オン(通称名MPHP)及びその塩類
- (3) 化学名 1-フェニル-2- (ピロリジン-1-イル) ヘプタン-1-オン(通称名 α -PHPP)及びその塩類
- (4) 化学名 N- [3- (2-メトキシエチル) -4,5-ジメチル-2 (3H) -チアゾールイリデン] -2,2,3,3-テトラメチルシクロプロパンカルボキサミド(通称名A-836339)及びその塩類

2 指定理由

濫用することにより、幻覚等の作用を人の精神に及ぼし、人の健康に被害が生じるため

3 施行期日

平成25年10月8日

和歌山県告示第1250号

宅地建物取引業法(昭和27年法律176号)第65条第2項の規定に基づく行政処分について、同法第69条第1項及び第2項において準用する同法第16条の15第5項の規定により、次のとおり公開による聴聞を行う。

平成25年10月8日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 日時 平成25年10月22日(火)午後3時から

2 場所 和歌山県和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県庁本館1階 1-B会議室

3 被聴聞者(宅地建物取引業者)

- (1) 商号 n・yデザイン
- (2) 代表者氏名 西村泰秋
- (3) 事務所所在地 和歌山県西牟婁郡白浜町日置2040-41
- (4) 免許証番号 和歌山県知事(3)第3345号
- (5) 免許年月日 平成23年12月11日

和歌山県告示第1251号

宅地建物取引業法（昭和27年法律176号）第65条第2項の規定に基づく行政処分について、同法第69条第1項及び第2項において準用する同法第16条の15第5項の規定により、次のとおり公開による聴聞を行う。

平成25年10月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 日時 平成25年10月22日（火）午後4時から
- 2 場所 和歌山県和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県庁本館1階 1-B会議室
- 3 被聴聞者（宅地建物取引業者）
 - (1) 商号 高雄不動産
 - (2) 代表者氏名 木下恒男
 - (3) 事務所所在地 和歌山県田辺市高雄3丁目10-1
 - (4) 免許証番号 和歌山県知事（7）第2340号
 - (5) 免許年月日 平成23年4月15日

和歌山県告示第1252号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項の規定に基づき、学校給食用和歌山県産冷凍サバの調達に係る一般競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

平成25年10月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 競争入札に付する事項

- (1) 調達年度
平成25年度
- (2) 調達案件名
学校給食用和歌山県産冷凍サバ
- (3) 調達物品の特質等
仕様書による。
- (4) 納入期限
仕様書による。
- (5) 納入場所
仕様書による。

2 競争入札に参加する者に必要な資格事項

この競争入札に参加することができる者は、平成25年10月8日（火）現在において、次の要件を満たしている者とする。

- (1) 自治法令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 自治法令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 和歌山県が行う指名競争入札に関する指名を停止されていない者であること。
- (4) 国税及び県税に未納がない者であること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又はその関係者（以下「暴力団等」という。）が経営していない者又は経営に実質的に関与していない者であること。
- (6) 暴力団等に対する資金等の供給又は便宜の供与をしていない者であること。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再

生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

- (8) 和歌山県の区域内に本店又は支店その他事業所を有する者であること。
- (9) 申請日現在において、魚介類（生鮮又は加工）の販売実績を2年以上有し、かつ、法人にあつては、原則として、魚介類（生鮮又は加工）の販売を営業の目的としていることが、登記事項証明書により確認できること。
- (10) 魚介類（生鮮又は加工）を販売するにつき、法令等の規定により必要な官公署の免許、登録、許可、認可等（以下「許認可等」という。）を受けている者又は必要な官公署への届出等を行っている者であること。

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

- (1) この競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書

イ 業務概要調書

ウ 業務実績調書

エ 役員等に関する調書

オ 法人にあつては、発行後3か月を経過していない当該法人の登記事項証明書

カ 個人にあつては、発行後3か月を経過していない当該個人の住民票

キ 印鑑証明書（発行後3か月を経過していないもの）

ク 和歌山県が発行した県税（延滞金等を含む。）の全税目に未納がないことが確認できる納税証明書

ケ 税務署長が発行した、消費税及び地方消費税に未納がないことを確認できる納税証明書

コ 申請時の直前の事業年度における決算を明らかにする書類（法人にあつては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書、個人にあつては青色申告書又は白色申告書の写し）

サ 使用印鑑届

シ 委任状（申請者が代理人を選任した場合）

ス 2の（9）に掲げる事業実績を証する書類の写し

セ 2の（10）に掲げる許認可等を証する書類の写し

- (2) 資格審査申請時点において、現に有効な和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号。以下「財務規則」という。）第87条第4号に規定する入札参加資格登録制度による登録を受けている者にあつては、当該登録に係る通知書の写しを提出することにより、（1）のイからコまでに掲げる申請書類に代えることができる。

- (3) （1）のアからエまで、サ及びシに掲げる申請書類の用紙については、県で定めるものとし、和歌山県が示す仕様書及びこれらの用紙は、平成25年10月8日（火）から同月15日（火）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く日の午前10時から午後5時までの間に、5に掲げる場所で配布を行う。

- (4) （1）に掲げる申請書類について質問がある者は、平成25年10月15日（火）午後5時までに和歌山県教育庁学校教育局健康体育課に対して書面（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

4 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

平成25年10月8日（火）から同月15日（火）までの休日を除く日の午前10時から午後5時までの間に5に掲げる場所で受け付ける。

5 資格審査申請書類の配布の場所

和歌山県教育庁学校教育局健康体育課

和歌山市湊通丁北一丁目2番1

和歌山県庁南別館7階

郵便番号 640-8262

電話番号 073-441-3696（直通）

ファクシミリ番号 073-441-3697

6 資格審査の結果の通知

資格審査申請者には、競争入札参加資格結果通知書を平成25年10月21日（月）までに郵送する。

7 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、本県に対し、その理由について説明を求めることができる。
- (2) (1)の説明は、平成25年10月23日（水）までに書面により求めるものとする。
- (3) (2)の書面は、持参又は書留郵便により提出するものとする。
- (4) 説明を求めた者に対しては、平成25年10月24日（木）までに書面により回答するものとする。
- (5) (2)の書面の提出は、5に掲げる場所とする。

公 告

入 札 公 告

平成25年度学校給食用和歌山県産冷凍サバの調達について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

平成25年10月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 調達年度
平成25年度
- (2) 調達案件名
学校給食用和歌山県産冷凍サバ
- (3) 調達物品の名称
学校給食用和歌山県産冷凍サバ
- (4) 調達物品の特質等
仕様書による。
- (5) 納入期限
仕様書による。
- (6) 納入場所
仕様書による。

2 一般競争入札参加者の資格に関する事項

平成25年和歌山県告示第1252号に規定する学校給食用和歌山県産冷凍サバに係る競争入札参加資格を有すること。

3 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所
和歌山市湊通丁北一丁目2番1
和歌山県庁南別館7階
和歌山県教育庁学校教育局健康体育課

(2) 期間

平成25年10月8日（火）から同月15日（火）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条に規定する県の休日を除く日の午前10時から午後5時まで

4 仕様書を交付する場所及び期間等

- (1) 場所

3の(1)と同じ。

(2) 期間

3の(2)と同じ。

(3) (1) 及び (2) の規定により交付する仕様書に対して質問がある者は、平成25年10月15日(火)午後5時までに和歌山県教育庁学校教育局健康体育課に対して書面(ファクシミリを含む。)により行うものとする。

5 入札説明書を交付する場所及び期間等

(1) 場所

3の(1)と同じ。

(2) 期間

3の(2)と同じ。

(3) (1) 及び (2) の規定により交付する入札説明書に対して質問がある者は、平成25年10月15日(火)午後5時までに和歌山県教育庁学校教育局健康体育課に対して書面(ファクシミリを含む。)により行うものとする。

6 入札執行の場所及び日時等

(1) 入札執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

和歌山市湊通丁北一丁目2番1
和歌山県庁南別館8階 教育委員会室

イ 入札日時

平成25年10月25日(金)午前10時

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) (1) の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県より競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。

(3) 郵便による入札書の提出を行う者は、入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、書留郵便で平成25年10月24日(木)午後5時までに和歌山県教育庁学校教育局健康体育課に必着するように行わなければならない。

7 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額に予定数量を乗じて得た額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則(昭和63年和歌山県規則第28号。以下「財務規則」という。)第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

9 契約保証金に関する事項

- (1) 契約を締結する者は、契約金額に予定数量を乗じて得た額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- (2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び財務規則第92条から第94条までの規定の定めるところによる。

10 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県より競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、指名停止措置を受けて指名停止期間中である者等入札時点で2に掲げる資格のない者のした入札は、無効とする。

11 入札執行方法の細目

- (1) 入札の要件、執行方法等の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。
- (2) この入札の開札には、和歌山県教育庁学校教育局健康体育課の職員が立ち会うものとする。
- (3) 落札者の決定は、財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な申込みをした者を落札者とする。
- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県教育庁学校教育局健康体育課の職員にくじを引かせるものとする。
- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含めて最高3回までとする。
- (6) 第1回の入札において落札者が決定しなかった場合において、郵送による入札を行った者で、6の(1)に規定する日時に入札の場所に出席していない者は、第2回以降の入札には、参加できないものとする。

12 契約書の要否

要

13 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

14 その他

この一般競争入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称

和歌山県教育庁学校教育局健康体育課

(2) 所在地

和歌山市湊通丁北一丁目2番1

和歌山県庁南別館7階

郵便番号 640-8262

電話番号 073-441-3696 (直通)

ファクシミリ番号 073-441-3697